

監 査 公 表

6 弥監公表第 10 号

令和6年9月18日付けで請求のあった地方自治法（昭和22年法律第67号）
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を、同条第4項
の規定に基づき、別紙のとおり公表する。

令和6年11月13日

弥富市監査委員 佐藤 孝

弥富市監査委員 平野 広行

第 20 号様式（第 24 条関係）

6 弥 監 第 57-1 号

令和 6 年 11 月 13 日

請求人 [REDACTED] 様

弥富市監査委員 佐藤 孝

弥富市監査委員 平野 広行

弥富市職員措置請求監査結果通知書

令和 6 年 9 月 18 日付けで提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号、以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定による住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、同条第 5 項の規定により監査を実施したので、監査結果について下記のとおり通知します。

記

1 請求人

[REDACTED]

2 請求の内容

弥富市平島町中新田の土地 5 筆（令和 6 年 7 月 12 日に最高裁判所にて判決が確定した件。申立人 原告（反訴被告）、相手方 被告（反訴原告）弥富市 代表者市長 安藤正明）に関し、弥富市長に対し、下記措置を求めるものである。

本件請求の内容と理由は次の 2 件とおりで原文のまま記載し、事実証明書の内容は省略した。

・請求①の要旨

ア 弥富市長安藤正明は、令和 6 年 7 月 12 日に最高裁判所第 2 小法廷が、上告審を受理しない決定をしたことから、名古屋地方裁判所での訴訟（[REDACTED]は弥富市側の主張が概ね認められ確定したが、弥富市公共用物管理条例第 3

条に反する行為（行為の禁止）に対する、第 18 条に該当する過料を徴収しない。徴収しようとしめない。

イ 原審名古屋地裁判決によれば、悪意の受益者として公共用物である水路を不当に使用している事実は明確に判示されている。弥富市公共用物管理条例第 18 条には、第 3 条の禁止行為の規定に違反した者は、5 万円以下の過料に処する。と明確に規定されている。日本国の法制度の最上級審である最高裁まで争って判示された、不法行為であり弥富市条例で定められた過料規定を執行しない事は、弥富市長安藤正明の懈怠行為であり不当であると言える。

※ 令和元年 8 月 22 日 31 弥都第 96 号 と称した行政公文書として「この水路は、公共用物管理条例第 2 条第 1 項第 2 号に規定する公共用物であり」と認めている。

ウ 当該弥富市公共用物管理条例に抵触する不法行為にも関わらず、過料を徴収しないのは、弥富市が徴収しなければならない相当額は弥富市の損害であると言える。

エ 同条例 18 条には、「5 万円以下の過料に処する。」となっており、その金額は 5 万円以下となっているものの、当該違法行為の過料対象者は、違法行為の実行時は[]の職にあった。住民監査請求による勧告にも従わずに延々と反省の態度も示さずに裁判を継続し、最終的には悪意の受益者と断定された事に鑑み最高額の 5 万円の過料を求めるものである。未だかつて弥富市公共用物管理条例第 3 条による過料すら徴収しない行為は、安藤正明弥富市長の懈怠行為であるので市長に、その損害の支払いを求める事が相当とする措置請求書を提出する。

・請求②の要旨

ア 弥富市長安藤正明は、名古屋地方裁判所での訴訟、[]及び、同事件に係る名古屋高等裁判所控訴審、更には最高裁判所上告審が令和 6 年 7 月 12 日不受理となり判決は確定したが、弥富市公共用物管理条例第 7 条で定められた使用料相当額を下回る金員を原告（反訴被告）から受領し、判決確定後も同様に使用料相当額を下回る金員を受領し続けている。

イ 弥富市佐古木二丁目に所在する市街化区域内の用水路敷地を借用している法人は、弥富市公共用物管理条例に従い正当な手続きを経て、水

路占用許可書を得ている。同条例第7条によれば、「近傍類似の固定資産課税台帳に登録された課税標準額の1000分の64を乗じて得た額」とされており、当該法人の水路占用許可書に記載されている別添計算書（10・使用料）では、「弥富市公共用物管理条例第7条による。」と根拠が記載されていることから、課税標準額の1000分の64を乗じて得た金額が賦課されていると思料される。

ところが上記一連の訴訟の原告（反訴被告）は、固定資産課税標準額の5%で計算された金額で支払っている。

正当な手段で弥富市の公共用物を借用している者が、固定資産課税標準額の6.4%であるのに対して、極めて悪質な不法行為で最高裁判所から悪意の受益者と判示された者が5%しか賦課されていない事は、社会正義に反するとともに、憲法第十四条「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」に反する。

ウ 弥富市は、令和元年8月22日「31 弥都第96号」を水路管理者弥富市長安藤正明で行政公文書として原告（反訴被告）に提出している。その記載内容には「この水路は、公共用物管理条例第2条第1項第2号に規定する公共用物であり」と認めていることから、当初から弥富市公共用物管理条例第7条で示された固定資産課税標準額の6.4%相当額で請求する事が求められていた。にも関わらず5%での賦課しか行わなかった事は不法行為であるとともに懈怠行為と言える。よって差額の1.4%に相当する金員が弥富市の損害と言える。

エ 安藤正明弥富市長は、水路敷地の不法占有を開始した日以降から明渡し完了する迄の間は、固定資産課税標準額の6.4%相当額で請求するとともに、未払いの差額の1.4%相当額は、安藤正明弥富市長の懈怠行為であるから同市長に支払いを勧告するように求める。

（この請求は、令和6年9月24日に請求されたが、同年同月18日に提出された請求として同一に扱う。）

3 請求の受理

本件請求は2件あり、それぞれが法第242条第1項に定める要件を満たしているか審査するために、令和6年9月18日に受理し監査した。

4 陳述の実施

本件について、以下のとおり陳述を実施した。

(1) 地方自治法第 242 条第 7 項の規定の基づき、請求人に対して、証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人は令和 6 年 9 月 26 日、陳述を行った。

(2) 監査対象部局の陳述

対象部局を建設部下水道課とし、令和 6 年 9 月 26 日、下水道課長、担当主査からの陳述の聴取を行った。

5 監査の実施

下記のとおり請求①及び②について要件審査を行い、その結果を踏まえ、次のとおり監査を実施した。

(1) 請求①について、請求人は、当該水路は弥富市公共用物管理条例第 2 条第 1 項第 2 号に規定する公共用物と弥富市も認めているので、同第 18 条に違反しているとし、弥富市はその事実を知りながら、所有者に対する過料の徴収を怠っていると主張している。

しかし、法第 242 条第 1 項所定の怠る事実に係る公金の賦課若しくは徴収とは、その性質上、普通地方公共団体の財政の維持及び充実を目的とする財務会計上の行為に限定され、これ以外の行為については、結果的に普通地方公共団体の財政に影響を及ぼすものであるとしても、同項所定の怠る事実に係るものとはいえないものと解され、行政罰の一種である過料を科すことは財政の維持及び充実を目的とする財務会計上の行為とはいえない（徳島地裁平成 2 年 11 月 16 日判決参照）。

よって、弥富市が土地所有者に対し過料の徴収をしないことは、財務会計上の行為である公金の賦課若しくは徴収を怠る事実に該当しないものと解される。

したがって、本件請求は、住民監査請求の対象とはなり得ないものを対象としたものとして、法第 242 条第 1 項に定める要件を欠くものであり、不適法なものであると判断する。

(2) 請求②について、請求人は、次のとおり述べている。弥富市は、本件土地所有者に対し、不当利得返還請求権に基づき土地の使用料相当額（及び利息）の支払を求めた。その使用料相当額の算出に当たり、弥富市行政財産目的外使用料条例別表記載の基準（1 平方メートル 1 年につき、当該土地の適正な評価額に 100 分の 5 を乗じて得た額）が用いられた。一方、弥富市が水路占用許可を与えた法人に対する使用料につき、弥富市公共用物管理条例第 7 条別表第 1 記載の基準（使用面積 1 平方メートル 1 年につき、

近傍類似の土地の課税標準額に 1000 分の 64 を乗じて得た額)を用いたと
思料される。

よって、請求人は、不法占有している土地所有者と正式に許可を得た法人とで、後者の使用料がより高いのは不均衡である。前者にも弥富市公共用物管理条例の基準を適用するのが相当である。各基準を適用した使用料の差額が弥富市に損害を与えた旨主張する。

この主張は、弥富市の行為が違法又は不当である理由及びその結果が弥富市に損害も提示され、事実証明も添付されているので、法第 242 条の要件に適合しているものと認めた。

(3) 監査対象機関

建設部下水道課

(4) 確認した事実

建設部下水道課に、以下の 2 点について確認をした。

- ① 請求人が例に出した法人の使用料の算出については、弥富市公共用物管理条例の第 7 条中の「弥富市道路占用料条例（平成 9 年弥富町条例第 8 号）別表の占用物件の種類「道路法第 32 条第 1 項第 5 号に掲げる施設」で区分「その他のもの」を適用している。
- ② 弥富市が裁判で主張した損失額の算出は次のとおりとした。

本件対象土地は市の財産区分上、弥富市公共用物管理条例第 2 条第 2 号に該当する水路である。しかし、この条例で使用許可を与えることができないため、この条例を根拠として損失額を算出することは適当ではない。

したがって、本件の損失額の請求は、民法第 703 条及び第 704 条を法的根拠とした。損失額の算出にあたり、民法上に算出根拠が無いため、一般的には近隣の取引価格を参考に算出することになる。しかし、本件の場合対象土地が公有地の水路用地であり評価されておらず、また近隣取引価格もない。

よって、損失額の算出には、弥富市行政財産目的外使用料条例の使用料算出を参酌することとした。同条例の使用料は、第 2 条に規定する別表によれば「当該土地の適正な評価額に 100 分の 5 を乗じて得た額」とされていることから、本件では水路に隣接する宅地の単位面積当たりの固定資産税評価額を当該土地の適正な評価額として損失額を算出した。

(5) 判断

上記事実を前提として、財務会計上の行為又は怠る事実により、弥富

市に損害を与えたか否かについて、次のとおり判断する。

請求人が主張する弥富市公共用物管理条例第7条別表第1に定められた使用料によって損失額を算定すれば、固定資産税課税標準額に1,000分の64を乗じて得た額を損失額とすることになる。

二つの条例で使われる土地の評価額が異なり、すなわち弥富市公共用物管理条例で適用している固定資産税課税標準額は、弥富市行政財産目的外使用料条例で適用している固定資産税評価額を下回る額である。

したがって、弥富市公共用物管理条例は乗じる率が弥富市行政財産目的外使用料条例に比べ1,000分の14高くなるものの、弥富市が請求する損失額は低額になる。

以上から、本件は弥富市の財政に損失による損害は発生していない。

6 結論

以上のことから本件については、下記のと通りの結論とする。

請求①については、住民監査請求の対象とはなり得ないものを対象としたものとして、法第242条第1項に定める要件を欠くものであり、却下することとする。

請求②については、弥富市の財政に損失による損害はなく、行政上実質的に妥当性を欠くことも認められない。よって、請求に理由がないものとして、法第242条第5項の規定により棄却することとする。